

岩手県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画公園事業7・6・1号 高松公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和52年岩手県告示第880号、昭和57年岩手県告示第340号、昭和62年岩手県告示第244号、平成6年岩手県告示第308号、平成11年岩手県告示第214号、平成16年岩手県告示第157号及び平成21年岩手県告示第153号の事業地（以下「本件事業地」という。）のうち、盛岡市高松一丁目及び三丁目、上田字狐森、上田字稻荷窪並びに上田字堤頭地内において事業地を変更し、並びに北山二丁目地内を削り、並びに本件事業地に上田字毛無森、緑が丘一丁目及び上田堤二丁目地内を加える。
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 昭和52年7月15日から平成26年3月31日まで